

して、農商務大臣西郷從道もこれを援助した。碑文は次のようになっていた。

名尾村人之能製紙者誰教之乎、納富由助教之也、由助憂名尾村僻處山間耕地僅少民難治生也、元禄年中自往筑後国溝口村就村人某而学製紙五年而業始熟乃帰教隣保為之名尾村人之製紙実始於此也、其質也緻其色也沢肥前國中製紙者皆莫能之及也、是以名尾紙之名独著焉、爾來百八十有餘年村人守業賴以治生者一百餘戸、嗚呼孰非蒙由助遺沢者乎、明治十七年六月佐賀県令鎌田君嘉其功績追賜金十円、農商務卿西郷伯亦賜金十五円以旌之亦報本之意也、余為叙某槩略使後之人永毋忘其所由来云。

明治十八年十一月

佐賀郡長 家永恭種撰並書

(要訳) 名尾の村人がよく製紙するのは誰がこれを教えたか。納富由助がこれを教えたのである。由助は名尾村が山間僻地で耕地も少なく生活に困難しているのをいつも苦慮していた。元禄年中、彼は自ら筑後国溝口村に行き、その某氏について製紙を学び、五年を経て始めて熟練の域に達した。そこで名尾村に帰って来て村人に製紙の法を授け、これがため名尾の製紙がこの地に始まったのである。その質は緻密で色沢があり、肥前国内の製紙はこれに及ぶものがない。そこで名尾紙の名声は揚がり、爾來百八十年間村民は業を守り生活する者百余戸、すべて由助の遺沢を受けぬ者があるか。明治十七年六月佐賀県令鎌田君はその功績をたたえ金十円を贈り、農商務卿西郷伯もまた十五円を贈って表彰したことは、彼の功績に報ゆるためであった。自分もまたその概略を述べ後人が長くその由来する所を忘れないようにしたい。

明治十八年十一月

佐賀郡長 家永恭種撰並書

(以上)

その後、世の中が進歩するにつれて又旧式の製紙はあまり歓迎されず、機械による大量生産の他県のものに圧倒され、販路も縮少されてきた。そこで当時名尾紙の製造家であった川浪正隆はこのことを憂え、自費で先進地を視察すること数回、明治三十三年(一九〇〇)名尾製紙養成所を設け、器具機械の改良、使用方法の伝習をさせ、その発展を図ったので数倍の生産力となり、九州製紙業界にその名を高めた。

しかし、今日では近代的な進んだ大企業により豊富に來回ってきたため、再び衰えて、名尾紙の製造を続けている家は数軒となっている。

七 鍋島直正と

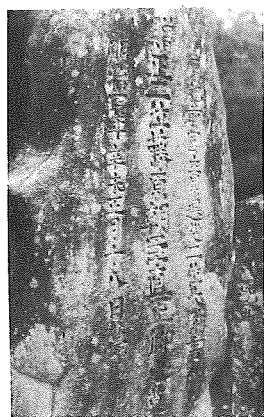
春日御墓所



御墓所前景



直大の墓



直正の墓

都渡城の「青年の家」バス停から東へゆるい坂道を百メートルほど上り左へ折れ、林の中を進むとやがて平坦な一区域がある。ここが往時の名君鍋島直正（閑叟公）の御墓所である。緑の老松が周囲を囲んだ清浄閑佳の地で、公が生前、この春日山一帯をこよなく愛好していたので、この地を御墓所に選んだという。墓は南面し、高さ三・三メートルの巨大な自然石に、

原肥前国主累遷従二位大納言

贈正二位藤原朝臣直正卿之墓

明治四年辛未正月十八日薨

とあり、墓碑のうしろには土盛りをした円い墳丘に、公の遺髪が葬られている。墓前には明治四年鳥雲隊献納になる石燈籠が建てられている。

公は文化十一年（一八一四）、江戸桜田屋敷で生まれ、明治四年一月十八日五十八才をもって同所で死去し、遺骸は麻布の賢宗寺に葬られた。遺髪は同年三月二十三日鍋島河内、中野敷馬によって佐嘉邸に入り、四月七日日本葬が行われたのち、三の丸を出棺し御墓所に葬られた。

又松原神社南側に神殿を新築して公の御霊を祭った。明治八年県社になり、明治二十五年従一位に叙せられている。更に昭和四年十一月十日、別格官幣社に昇格を機会に銅像園内に佐嘉神社造営の地鎮祭が行われた。同神社の設立については、同年始めごろからその建設が本決まりとなっていたが、場所が決まらずのびのびとなっていた。同年五月、佐賀郡北部の春日、川上、松梅、金立など九か村が期成同

盟会を組織して、この神社を春日山に造営する運動を続けていた。しかし、六月になって敷地は銅像園内の神域にすることに決定してしまったのである。

翌年八月一日から社殿建築の本工事に着手し、満四年の歳月と二十七万円の巨費を投じて八年八月に完成した。九月二十三日午後九時から、夜をこめて古式ゆかしく遷座式が行われ、十月十三日に勅使参向のもとに盛大な列格報告祭が挙げられた。

直正公の墓碑と並んで、向かって右側に同型の巨大な自然石の鍋島直大公の墓碑が建っている。その碑面には

従一位勲一等侯爵鍋島直大之墓

大正十年六月十八日薨

とあり、うしろに土盛りした円い墳丘が築かれ、直大公の遺髪が葬られている。公は大正十年六月十八日、七十六才で東京邸に死去し、その遺骸は麻布区賢宗寺に葬り、同年十月十六日遺髪を御墓所に葬った。碑のかたわらに、大正十年旧藩士民が直大公のために献納した石燈籠とうろうが建てられている。

閑叟公を慕って殉死した古川松根の墓は、閑叟公のすぐうしろに公をまもるかのよう控えている。

1 直正の藩政

藩財政の再建

天保元年（一八三〇）二月七日、年十七才で父齊直の隠居により第十代藩主となったが、当時の藩政



鍋島直正像（県立図書館蔵）

は土風民俗が頹廢して財政は貧困の極に達し、民の疲弊も困窮甚だしいものであった。例えば、公が天保元年三月、初めて下藩する時、道中の資金を整えることができない有様であったので、公は男泣きに歎き、「余が家は三十六万石を領し、西国の大藩をもって世間に目せられている。しかるにわずかな帰国の旅費にすら欠乏せるとはそもそも何事ぞ。余は必ず誓って我が藩を富強にして、古昔無雙の雄風を恢復せん」といった。そこでこの年に施政の大方針を示した

が、それは勤儉励行の宣言であったともいうことができる。すなわち、累年公私の臨時的支出が多く、藩財政は全く失墜し、城下の住まいに堪えず衣食の道を得るために離散し各地に散居していた。下庶民は天災地変が度々で困苦欠乏し、住むに家なく、食うに糧なき状態であり、このままでは藩滅亡に至ると心配し、貴賤貧富の別なく、上下の別なく、文武の修行を励み、質実剛健を旨としなくてはならないと論じたのである。当時の貧苦の様子は「金立山から大野原見れば、破ればかまで畑うつ」という俗謡ともなった程で、この閑叟公の大方針はなみなみならぬ決意のもとに出されたものであって、自ら手本を示し、財政再建のための努力はまことに大なるものであった。

その結果、民風は良くなり、勤儉貯蓄も実績が上がり、産業も漸次興隆して着々と治績は向上し、幕

末には三百諸候の内でも押しも押されもしない富強第一の佐賀藩を作り上げた。

愛民の精神

閑叟公は十数か所の別荘を整理し、風光に富む「神野お茶屋」を築造して、市中郷村の男女にも開放し、老若男女が園内に打ち群れている様子を眺めては非常に喜んだと言われている。

この愛民の精神は不作に悩む農民の救済に力を尽くし、天保十二年（一八四一）には有名な「加地子猶予令」を出した。加地子というのは農地を小作者に貸し、小作者は地主に地料として納めるもので、小作者は藩に納める年貢（地子）と地主に納める地料（加地子）の両方を負担せねばならないので農民の困窮は甚だしかったために出されたもので、この加地子を翌十三年十二月から向こう十年間納めなくてもよいことにした。そこでこの厳命は「加地子バツタリ」と呼ばれ、地主には大きな痛手となった。

更に同年末には「諸借財利留十五年」の厳命を下し、富豪の利殖を抑えた。こうした地主や富豪を抑制した財政々策は庶民を大切にす藩主の愛の表われであった。

又天保二年（一八三一）お側頭牟田口筠齋を召して「明日嘉瀬橋畔にて罪人の死刑を行うが、実に不憫に堪えない。その罪は憎むべきも、その人は憎むべきにあらず。余が不徳の致すところ、教化のあまねかざるによる。これ余の責任なり。明日彼のために魚肉薫酒を禁じ、哀悼の意を表さん」といったという。佐賀藩の名君と後世にたたえられるのも、実にこの愛民の表れであろう。

種痘の初め



古川松根の墓

当時は毎年よく天然痘が流行したので、これの救済には非常に苦心していた。たまたま種痘の法を聞き、先ず牛痘をバタバヤより取り寄せたが、海路に多くの日数を費し、廃棄せざるを得なかった。そこで蘭医榎林宗健を通じて蘭人に依託し香港より取り寄せた。嘉永二年（一八四九）蘭医大石良英を長崎に遣わし、榎林宗健の子に種痘し佐賀に連れて来させた。しかし一般には排斥する風が強かったので、先ず自分の子淳一郎（後の直大）を始め近親に榎林宗健をして実施させた。かくて近親より近侍に及ぼし、嘉永四年（一八五二）ついに一般に及ぼした。これは閑叟公の西洋文明に対する積極的な態度によるもので

あり、又重病をおして將軍に種痘を勧めたという美談も残されている。閑叟公は明治四年（一八七一）一月十八日、五十八才で歿した。

2 直正と古川松根

春日御墓所は正面に閑叟公と直大公の墓が並び、その後方に小さな同形の墓があり、これには「古川與一松根之墓 明治四年辛未正月二十一日卒」と刻み込まれている。その背面には辞世と横書きされた下に、

君ひとり のこしまつりて ふる里へ

かへる心の あらばこそあらめ

今はとて いそぐや終の旅衣

たちおくるべき わが身ならねば

とあり、この主を思う純忠の心がうかがえる。

松根はこの句を残して殉死したのである。

松根は幼名を英次、後に與一と言ひ文化十年

（一八一三）十月江戸桜田の鍋島邸で生れた。

その翌年十二月に同じ邸内で閑叟公が生れたの

で、幼少より閑叟公の遊び相手として成長し、

その寵愛は老いに至るまで続いた。



歌 碑

閑叟公が極度の節約を宣言し、自らこれを励行し、時には堪え難い苦痛もあったに相違ないが、それを多芸万能の松根は誠心誠意公を補佐し、諸調度品の整え方、庭造りの意匠まで天才的手腕を発揮して川上の十可亭や神野のお茶屋等簡素な中にも意義あるものを造り出した。この松根の誠は常に公にも通じていたので、公が神野の茶屋でた折った菊を帰りに松根のもとに和歌を添えてやり、それには

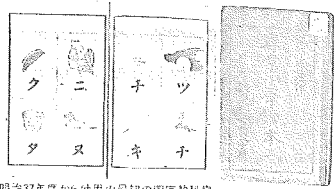
君ならで 誰にか見せん 吾がやどの 垣根にさける 白菊の花

とあり、詠草に「松根のもとに立ちよりて」とまで記しているのを見ても、公は松根に対して破格の

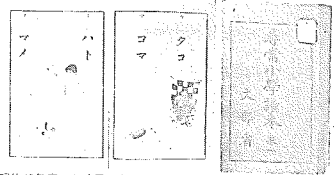
代 近

国定教科書

教科書制度は、明治19年女子初等科で実施されたが、明治30年の教科書事件を契機として、小学校教科書は明治36年に国定制度となり、以後、戦後の戦後教育になるまで続いた。

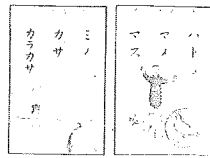
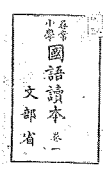


明治37年度から使用の最初の国定教科書

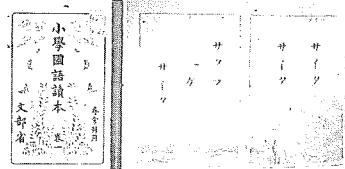


明治43年度から使用のもの

大正7年度から使用のもの



昭和8年度から使用のもの この年度から色別りの教科書となった



国定教科書

取り扱いをしていたことがうかがわれる。

又狩りに伴^{とも}をした時松根が過^こって落馬したら、公はひらりととびおりて抱き起し「いかが致した」と付近の民家に抱き連れて行って看護した。松根は「勿^{しつ}体ない、何とぞお見過し遊ばすよう」といったが、「その方と余とは、竹馬の友じゃもの、ここで君臣なんかと隔ててもらっては、かえって迷惑致す」といって看護したそうである。松根はこの落馬の傷^{きず}あとを「殿様の御恩情の記念」といって、一身を常に公に捧げたといわれている。

明治四年一月二十一日、閑叟公の御墓誌銅牌^{はい}に心魂^{こころたま}を傾けて書いた墨汁の残りで、前掲の辞世の和歌と遺言と依頼状を書き、東京麴町永田町の閑叟公終焉^{えん}の館内にあつた舎宅の床の前に端座して、殉死を遂げたのである。